

令和 年 月 日

一般社団法人 食肉科学技術研究所
理事長 殿

取扱業者名 ⑩

代表者氏名
(印または自署)

同 意 書

日本農林規格等に関する法律第10条第1項[外国取扱業者にあつては第30条第1項]に基づく認証申請に当り、下記の事項について同意するとともに、認証後は別添の(1)から(22)の事項を遵守することを約束します。

記

1. 貴研究所の業務規程に従うこと。
2. 書類審査、実地調査(スライス、包装工程の外注先を含む。)及び製品検査に必要な準備を行うこと。
3. 貴研究所が申請の範囲内で審査のために必要な情報を求めたときは、速やかに提供すること。

別 添

- (1) 認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) J A S法第10条第6項及び第7項、第37条並びに第38条の規定を遵守すること。
- (3) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- (4) 氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、予め本研究所に通知すること。通知が必要な事項とは次に掲げる事項をいう。
 - ①認証事業者の名称、住所、代表者の変更
 - ②認証工場の名称又は住所(移転を除く。)の変更
 - ③認証工場の責任者(工場長)の変更
 - ④同一農林物資の種類における認証農林物資の削除
 - ⑤品質管理責任者の変更、品質管理担当者又は格付担当者の追加、変更又は削除
 - ⑥格付のための製品検査の委託契約先の変更
 - ⑦製造に係る外注先の追加、変更又は削除
 - ⑧製造、保管、品質管理及び格付のための施設の追加、変更又は削除
 - ⑨その他認証の根拠となる認証の技術的基準の改正に対応した変更等
- (5) 認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法について本研究所の認証を受けていると誤認させ、又は本研究所の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 本研究所が(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、他人にその認証又は格付、格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について本研究所の認証を受けていると誤認させ、又は本研究所の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 本研究所が定期的に、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。本調査には事前に通知することなく行う調査が含まれる。また、スライス、包装工程の外注先の調査が行われるときは、外注先に協力を求めること。
- (10) 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を本研究所に報告すること。ただし、製品検査に係る委託契約に基づき、格付のための試料検査を本研究所に委託している

場合は、この限りでない。

- (11) その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める期間保存すること。ただし、当研究所が定期確認調査の適正な実施のために、保存期間の延長を指示したときは、これに依ること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第7号に規定する消費期限をいう。以下この（i）及び（ii）において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第2条第8号に規定する賞味期限をいう。以下この（i）及び（ii）において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。
当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から3年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が1年未満である場合
当該農林物資の格付の日から1年間
- (12) 本研究所は、認証事業者が（1）から（11）までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、その業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係る工場、事業所、事務所、倉庫その他の場所（スライス、包装工程の外注先を含む。）に立ち入り、格付、格付の表示若しくは適合の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従事者その他の関係者に質問させることができること。
- (13) 本研究所は、認証事業者が（1）から（11）までに掲げる条件に違反し、又は（12）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは（12）の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等（法第13条第1項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の使用を停止し、又は本研究所が適当でないと認める格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。
- (14) 本研究所は、認証事業者が（13）の請求に依らないときは、その認証を取り消すこと。
- (15) 本研究所は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る工場若しくは事業所の名称及び所在地並びに認証の年月日のほか、（13）の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
- (16) 認証事業者はその認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消をすること。

- (17) 本研究所は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。
- (18) 認証の取消し又は格付業務の廃止、格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求された時には、次の事項を実施すること。
- ①認証の取消し又は格付業務の廃止の場合
- ア. 認証証の返却
 - イ. 認証に係るすべての宣伝・広告の禁止
 - ウ. 今後のJASマーク使用の禁止
- ②格付品の出荷一時停止又は格付業務の一時停止の場合
- ア. 是正措置（再発防止策を含む）
 - イ. 認証証の一時的な返却
 - ウ. 宣伝・広告の一時停止
- (19) 認証証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、すべてを複製すること。
- (20) 事業の全部を譲渡したときにその事業の全部を譲り受けた者、事業の全部を承継させる分割をしたときにその事業の全部を承継した法人、相続又は合併があったときに相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が格付に関する業務を行ないたいときは、新たに認証を受けること。
- (21) 認証を受けている農林物資の格付を長期に渡り中止するときは、遅滞なく本研究所へ届け出ること。
- (22) JAS格付製品に関連する苦情に関しては適切な処置を取ること。また、JAS格付製品が日本農林規格要求事項を満たすことに関連した苦情はすべて記録し、本研究所が求めたときは利用できる状態にしておくこと。
- (23) 毎月15日までにその前月の品名（及び等級）別の格付数量及びJAS証票の使用実績を報告すること。
- (24) 格付の表示を包装等に印刷して使用する場合は、別途定めるJAS証票表示包装等の印刷に関する取扱い要領に基づき本研究所に登録された登録印刷工場に行わせること。併せて、JAS証票表示包装等の登録及び管理は、JAS証票表示包装等の印刷に関する取扱い要領に従い適切に行うこと。なお、格付の表示の様式は、食肉科研が作成するJAS証票の様式(様式1)によることができる。
- (25) 認証に関する表明に認証看板を用いるときは、本研究所の指示に従うこと。
- (26) 認証外国事業者にあつては、日本国内に置く対応者を通じて本研究所との連絡及び報告等を行うこと。

改定：平成26年 5月12日

改定：平成27年11月 1日

改定：平成28年 7月29日

改定：令和元年 6月20日

【参考】

J A S 法第10条第6項

前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第1項から第3項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。

J A S 法第10条第7項

第5項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第1項から第3項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

J A S 法第37条

何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。

一 認証品質取扱業者が、第10条第1項又は第5項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

二～五 (省略)

六 認証品質外国取扱業者が、第30条第1項又は同条第5項において準用する第10条第5項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

七～九 (省略)

2 何人も、第10条第1項から第3項まで若しくは第5項（第30条第5項において準用する場合を含む。）、第11条第1項、第12条第1項、第30条第1項から第3項まで又は第31条第1項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。

3 (省略)

4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

J A S 法施行規則第46条第2項

ハ 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定める期間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。